

法・条例制度の現状について

1 水質汚濁防止法

(1) 排出水に係る規制について

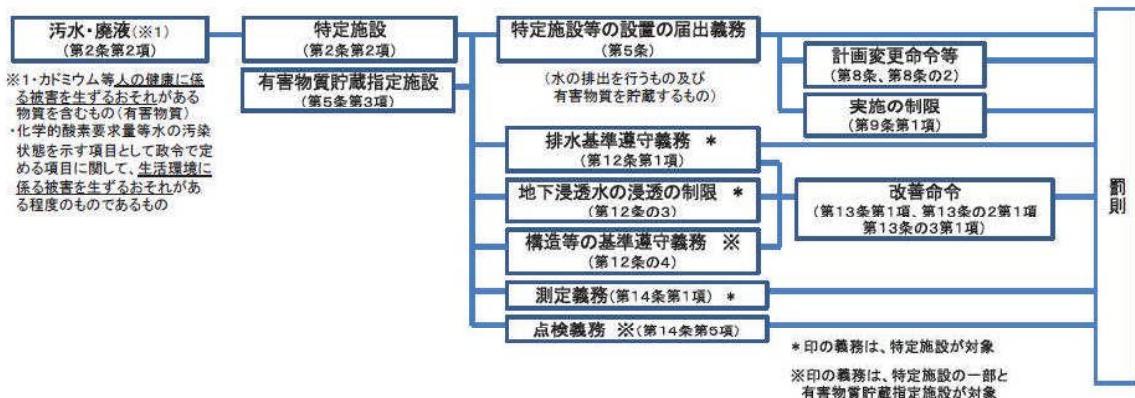
(規制の概要)

○ 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（以下「有害物質」という）を含む、又は、水の汚染状態を示す項目であって、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のもの（いわゆる「生活環境項目」）である廃液を排出する施設を設置している事業場からの排出水について規制を行っている。

○ 有害物質又は生活環境項目を含む汚水・廃液を排出する特定施設を設置する者は、①特定施設の設置の届出義務、②排水基準の遵守義務、③地下浸透水の排出の制限、④測定義務が課せられる。

また、有害物質については、これに加え、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」）を設置する者は、①有害物質使用特定施設等の設置の届出義務、②有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務、③排出水の汚染状態の点検義務等が課せられる。

○ これらの義務に関し、排水基準の遵守義務、測定義務、点検義務に関しては、違反した場合、直罰という強い罰則が科せられる。



(規制の対象となる汚水・廃液)

- 有害物質として 28 項目が指定されており、対象物質は、人の健康の保護に関する環境基準が定められている物質となっている。

なお、人の健康の保護に関する環境基準項目は、「水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、また、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質」について指定が行われており、当該物質自体が公共用水域に存在することにより人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、かつ、公共用水域における検出状況が、基準値に近いレベルになる蓋然性があるものを選定している。

具体的には、以下を基本としている。

- ① 常時監視等の測定結果において、基準値を超過する地点があるものかつ、
- ② 常時監視等の測定結果において、基準値の 10% 値を超過する地点の検出率が数% のレベルであること。

また、環境基準の値は、我が国やWHO等の国際機関において検討され、集約された科学的知見、関連する各種基準の設定状況をもとに設定され、生涯にわたる連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮し設定される。

排水基準の値は環境基準値の原則として 10 倍の値として定められている。

- 「生活環境項目」としては、BOD、COD など水質の汚濁状況を示す項目や銅含有量、クロム含有量、亜鉛含有量など、水道への影響、漁業及び農作物被害の防止等の観点から指定されている項目など 15 項目が指定されている。
- なお、ヘキサメチレンテトラミンは、排水規制等が課せられる物質に指定されていない。

(2) 事故時の措置について

(規制の概要)

○ 施設の破損などの事故が発生し、施設から「有害物質」、「生活環境項目」、「指定物質」、「油」を含む水が公共用水域等に排出され、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、応急の措置を講ずるとともに都道府県知事に届出しなければならない。

また、都道府県知事は、特定事業場、指定事業場の設置者等が、応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

○ 事故時の措置については、応急の措置を講ずべき旨の命令に違反した場合に、罰則が科せられる。

(指定物質の対象項目)

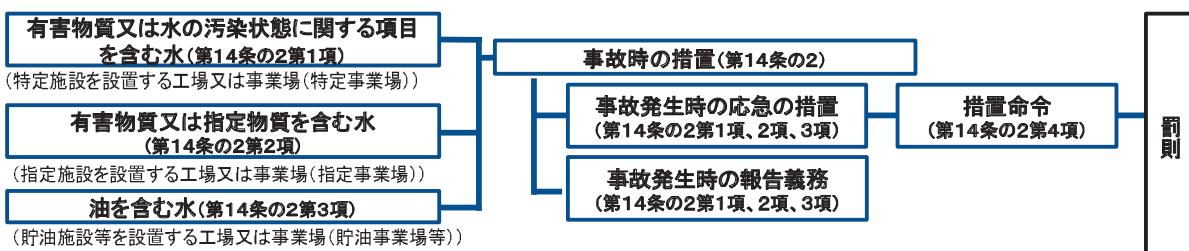
○ 「指定物質」は公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質と規定されている。

対象となる施設は、指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設となっている。

○ 「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」(平成23年2月中環審答申)において、指定物質の選定の項目として、「排水基準」、「環境基準」、「要監視項目」、「水道水質基準」、「水質管理目標設定項目」、「事故事例が確認された項目のうち、水環境に影響を及ぼすことが予想される項目」が位置づけられており、現在、55項目が指定されている。

○ 「事故事例が確認された項目のうち、水環境に影響を及ぼすことが予想される項目」については、平成23年2月中環審答申において、「指定物質に指定することで、事業者に注意を促す効果もあることから、事故を起こしやすい物質として、過去の事故事例も参考とすることが適切であると考えられる」とされている。

○ なお、ヘキサメチレンテトラミンは指定物質に指定されていない。



有害物質、生活環境項目、指定物質について

項目		有害物質 (カドミウムなど)	生活環境項目 (BODなど)	指定物質 (水質事故が確認された項目など)
対象施設		特定施設	特定施設	指定施設
当該物質を取り扱う者の義務 (違反した場合の罰則)		有害物質使用特定施設など (排水量50m ³ /日以上)		
排水基準の遵守義務		○ (直罰)	○ (直罰)	
測定義務		○ (直罰)	○ (直罰)	
通常時		○ (未届出・虚偽届出の場合、 計画変更命令・改善命令に 違反した場合)	○ (未届出・虚偽届出の場合、 計画変更命令・改善命令に 違反した場合)	
地下浸透水の浸透の制限		○ (改善命令に違反した場合)		
施設の構造基準の遵守義務		○ (改善命令に違反した場合)		
施設の定期点検の実施義務		○ (直罰)		
事 故 時	事故発生時の応急措置	○ (措置命令に違反した者)		○ (措置命令に違反した者)
	事故発生時の都道府県への報告義務	○		○

2. 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 (法の目的)

○浄水操作に伴い副次的に生成する物質（トリハロメタン等）にかかる障害を防止する上で、水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることに鑑み、基本方針を定めるとともに、水質保全計画の策定、指定地域における事業の実施、規制等の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより水道水源水域の水質を保全することを目的としている。

(法の背景)

○トリハロメタンは、公共用水域においては有害でない有機物が水道原水の浄水過程で注入される塩素と化学反応を起こすことにより生成するものであること、水道水中のトリハロメタン濃度は、塩素注入量の制御等浄水場における対策を実施することによりある程度低減することができること、また、水道法上、水道事業者は水道水質基準に合致した水道水を供給する義務を負っていることからすれば、トリハロメタン対策は、まず浄水場において必要な措置が講じられることが原則。

しかしながら、水道水中のトリハロメタン濃度が水道水質基準を超え、また、超えるおそれがあるにもかかわらず、一部の浄水場において、現在の技術的な措置のみでは対応できず、対策が限界に達している状況にあり、トリハロメタンによる水道利水障害を防止するため、水道水源として利用されている公共用水域の水質の保全について特別の対策が求められるに至っている状況を受け、法案が提出された。

(法の概要)

○環境大臣が都道府県知事からの申出に基づき、①副次的に生成する物質による障害が生ずるおそれがあると認められるものであって、②水道事業者の措置で障害を防止することが困難であり、かつ、③施策を総合的・計画的に講ずる必要があると認められる地域を指定水域として指定。また、指定水域の水質汚濁に關係がある地域を指定地域として指定。

○都道府県知事は、指定水域の水質の保全のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、指定水域の水質の保全に関する目標、事業、規制その他の措置等実施すべき施策に関する水質保全計画を策定。

○指定水域の水質の汚濁の防止のための規制については、都道府県知事は、水道水源特定事業場に関し、トリハロメタン等の生成の原因となる物質に係る排水基準等を定めるとともに、これらの基準を遵守していないと認めるときは、その施設の設置者に対して必要な措置をとるべきことを勧告することができ、及びその勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る措置をとるべきこと

を命ずることができる。

○勧告に係る措置をとるべき旨の命令に違反した場合には、罰則が科せられる。

(法の施行状況)

○現在、水道水質の保全については、水道事業者においてオゾン処理、活性炭処理等の高度浄水処理を導入することにより取り組まれており、指定水域は指定されていない。

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法

(法の目的)

○廃棄物の排出抑制と廃棄物の適正処理を行い、生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としている。(廃掃法第一条)

(産業廃棄物)

○廃棄物とは汚物又は不要物であって固形状又は液状のものをいい、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち一定の要件に該当するものを産業廃棄物とし、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としている。(廃掃法第二条第一項、第三項、第四項)

(特別管理産業廃棄物)

○産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物とし、より厳重な管理を行うこととしている。(廃掃法第二条第五項)

(産業廃棄物処理基準)

○産業廃棄物の処理は、排出した事業者が行うこととされており、その際の基準として産業廃棄物処理基準が定められている。(廃掃法第十二条第一項)

○処理基準は、収集運搬、処分、埋立処分についてそれぞれ定められており、廃棄物の飛散・流出の防止や、生活環境保全上の支障が生じないように処理を行う等の一般的な基準のほか、方法ごとに具体的な基準が定められている。

(産業廃棄物委託基準)

○産業廃棄物を排出した事業者が、産業廃棄物の処理を他者に委託する場合には、委託基準に従うこととされている。(廃掃法第十二条第五項、第六項)

○委託基準では、委託先が都道府県知事から産業廃棄物処理業の許可を受けた者であること、委託契約は書面により行い、所定の事項を記載するとともに、所定の書類を添付すること等が定められている。

※ 記載事項（抜粋）

- 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- 処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- 産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- その他
 - ・性状及び荷姿に関する事項
 - ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ・その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

○産業廃棄物の処理は、産業廃棄物処理業者が行うことが多く、排出事業者から処理業者に対し情報提供を行うことによって、適切な処理を確保することとしている。

この情報提供の参考として、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン－WDSガイドライン－」が策定されており、廃棄物の適正な処理に必要な廃棄物情報を具体化・明確化するとともに、情報提供の方法を例示している。

(産業廃棄物処理業者)

○産業廃棄物の収集運搬、処分を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(廃掃法第十四条第一項、第六項)

○産業廃棄物処理業者に対する許可は、都道府県のほか、政令指定都市・中核市等も権限を有している。

廃棄物データシートの記載方法

本データシート作成にあたって：

- (1) 廃棄物処理法では、排出事業者は委託する産業廃棄物の性状等に関する情報を処理業者へ提供することが求められています。情報提供が十分に行われない場合、より適切な処理方法の選択や、処理業者における適正処理や安全性確保、法令遵守が困難となる可能性があることから、可能な限り詳細な情報を記載して下さい。
- (2) 本データシートは、産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項を明示するものであり、処理業者が廃棄物処理の受託を検討する際の基礎資料となることから、排出事業者の責任において正確に記載して下さい。
- (3) 本データシートの記載にあたっては、排出事業者と処理業者で十分協議し、両者で記載内容を確認の上作成して下さい。
- (4) 製造工程等の変更に伴い廃棄物の性状等に変更がある場合は、変更履歴に変更箇所が分かるように記載して下さい。

1. 提供年月日

排出事業者が、本データシートを処理業者へ提供する際の年月日を記入して下さい。

2. 廃棄物の名称

法律上の名称に限らず、より具体的な名称・呼び名を記載して下さい。また、管理番号については、本データシートが示す廃棄物を管理できるよう適当な番号を記載して下さい。
なお、実際の産業廃棄物とWDSの整合性を確認するために、WDSと表示（容器貼付用ラベル）には必ず同一の廃棄物名称及び管理番号を記載して下さい。

3. 排出事業者（窓口）

本データシートの記載内容に関する緊急時の連絡先及び排出事業者側の担当者名を記載して下さい。

4. 廃棄物の種類

該当する項目の□内に印でマーキングして下さい（以下同様）。

特別管理産業廃棄物の場合は、「9. 組成・成分情報」を必ず記載して下さい。

5. 廃棄物の荷姿

該当する項目をマーキング又は記載して下さい。

6. 廃棄物の数量

委託する廃棄物の契約形態に応じて数量を記載し、単位をマーキングして下さい。

7. 廃棄物の安定性・有害性

1) 有害特性

処理の過程で問題となる特性を挙げています。これらの特性を有しているものは取り扱いに注意を要すため、処理業者はあらかじめ情報を入手し、処理の可否を含めて適切な対応を講じる必要があります。

排出事業者は、有害特性が「有」「無」を選択の上、「有」の場合は、該当する項目を全てマーキングして下さい。また、「不明」を選択した場合は、処理業者と協議する時に不明である事を伝え、今後どう対応するかを協議して下さい。

産業廃棄物の場合、次ページの有害特性リストを参考に有害特性を呈する可能性がある項目にマーキングして下さい。

2)品質安定性

廃棄物の性状が変化する場合、処理過程において問題となることがあります。腐敗や揮発、化学反応等による経時変化が想定される場合は、「有」を選択し、その内容と要因を記載して下さい。

有害特性リスト

バーゼル 条約の 分類	有害特 性	有害特性の内容	対象物質例
H1	爆発性	化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第1号 - 消防法 危険物第5類 等 例) 硝酸エステル類、ニトロ化合物、アゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類、金属アジ化物、顔料、トナー類、ピクリン酸等
H3	引火性	引火点が70°C未満のもの。 (バーゼル条約では、密閉容器試験において摂氏60.5度以下または開放容器試験において摂氏65.6度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう。)	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第4号 - 消防法 危険物第4類 等 例) 特殊引火物、第1石油類(アセトン)、塗料、ワニス、ラッカー等
H4.1	可燃性	通常の取り扱いや運搬等の条件下で燃焼しやすいもの、または摩擦により容易に燃焼したまは発火するか発火を助けるもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第2号 - 消防法 危険物第2類 等 例) 硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、アルミニウム粉、亜鉛粉、マグネシウム等
H4.2	自然発火 しやすい 物質	通常の取り扱いや運搬等の条件下で自然に発熱したり、空気と接触することによって発熱したりしやすく、そのため発火しやすいもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第2号 - 消防法 危険物第3類 等 例) アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、黄りん、硝酸鉛、硫化鉄等
H4.3	水と作用 して引火 性ガスを 発生する 物質	水との接触により自然発火しやすくなるか、または危険な量の引火性ガスを発生しやすいもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第2号 - 消防法 危険物第3類 等 例) カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、リチウム、カルシウム、バリウム、有機金属化合物、金属の水素化物、金属のりん化物、カルシウム及びアルミニウムの炭化物、塩素化けい素化合物等
H5.1	酸化性	それ自体は必ずしも燃焼性はないが、酸素を発生することにより他の物質を燃焼させたり、熱・衝撃・摩擦等によって分解し他の物質の燃焼を助けたりするもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第3号 - 消防法 危険物第1類、第6類 等 例) 塩素酸塩類、無機過酸化物、臭素酸塩類、硝酸塩類、過マンガン酸塩類、クロム・鉛・よう素の酸化物、次亜塩素酸塩類、過塩素酸、過酸化水素、硝酸等
H5.2	有機過酸 化物	2価の-OO-構造を持つ有機物質は熱的に不安定であり、発熱を伴う加速的な自己分解を行うもの。	- 消防法 危険物第5類の有機過酸化物 等
H6.1	毒性(急 性)	吸入又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な障害を引き起こし又は人の健康を害しやすいもの	- 毒物及び劇物取締法の毒劇物 等 例) 金属カルボニル、六価クロム化合物・銅化合物・亜鉛化合物・ヒ素化合物・セレン化合物・カドミウム化合物・アンチモン化合物・水銀化合物・タリウム化合物・鉛の化合物、有機りん化合物、有機・無機シアノ化合物等